

処方・調剤・保険請求の Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は53頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 分割調剤を行った場合、レセプトにはどのように記入すればよいのでしょうか。

(匿名希望)

A 分割調剤を行った場合、保険薬局では、処方せんや調剤録に必要事項を記入したうえで、次回(残り分)の調剤のために処方せんを患者に返却しますが、調剤報酬明細書(レセプト)の作成に当たっては、「調剤数量」欄に、記載する単位数の前に「分」(電子計算機で作成する場合は「B」でも可)の記号を付けておくほか、「調剤料」欄には、調剤数量(内

服薬の場合は、該当する調剤日数分)に応じた点数を記入します。

また、同一の保険薬局において長期投薬(投与日数が14日分を超える投薬)にかかる処方せんを分割調剤した場合には、2回目以降の調剤時に、「1分割調剤につき5点」を算定することができますので、「調剤基本料」欄には、分割調剤の回数に5点を乗じた点数を合算して記入します。ただし、長期投薬にかかる分割調剤については、「受付回数としては計上しない」とされていますので、間違えないよう注意してください。

表1に、28日分投与の処方せんを同一の保険薬局で

表1 分割調剤時のレセプト記入例(28日分投与の処方せんを14日分ずつ分割調剤)

所在地及び名称 保険医療機関の	〇〇県〇〇市1-2-3 〇〇診療所		保険医氏名	1. 山〇太〇	6.	受付回数	保険	1 回	
	2.	7.		公費①	回				
			3.	8.			公費②	回	
			4.	9.					
			5.	10.					
医師番号	処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数			公費分点数
			医薬品名・規格・用量・剤型・用法	単位薬剤料		調剤料	薬剤料	加算料	
1	〇・〇	〇・〇	(内服薬) A錠 3錠	10 点	分 14	63 点	140 点		
	〇・〇	〇・△	分3 毎食後服用						分 14
保険	請求点	決定点	一部負担金 円	調剤基本料 点	時間外加算 点	薬学管理料 点			
	463			基47		1指1薬1		59	



14日分ずつ分割調剤した場合のレセプト記載例を示しますので、参考にしてみてください。

Q 分割調剤を行った場合、2回目以降の調剤時に「1分割調剤につき5点」を算定できますが、これは、2回目以降の調剤時に47点(通常の調剤基本料42点に5点を加算)を算定できるという意味でしょうか。(匿名希望)

A 分割調剤時における2回目以降の調剤では、調剤基本料として5点しか算定できません。

同一の保険薬局において長期投薬(投与日数が14日分を超える投薬)にかかる処方せんを分割調剤した場合、2回目以降の調剤時には、「1分割調剤につき5点を算定する」と規定されているのであって、「1分割調剤につき5点を『加算』する」とされているわけではありません(表2)。

したがって、2回目以降の調剤においては、調剤基本料として「5点」しか算定することができません。

表2 分割調剤時の調剤基本料について

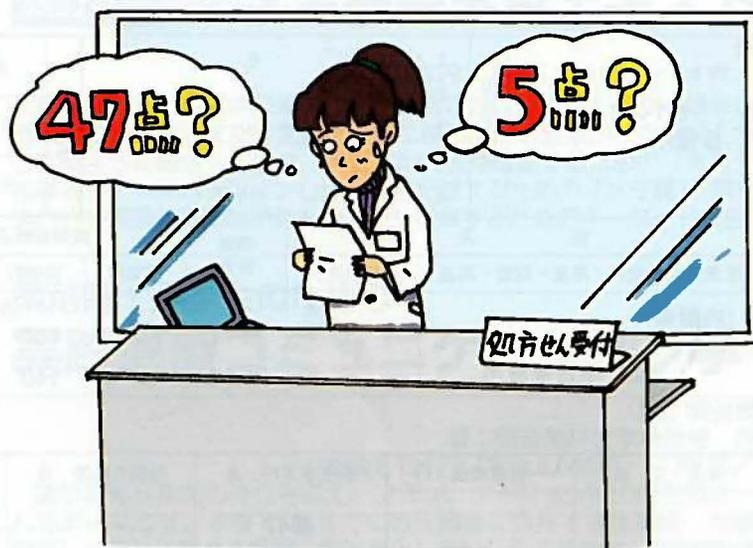
00 調剤基本料(処方せんの受付1回につき) 42点
注1~2 <略>

3 長期投薬(14日分を超える投薬をいう。以下同じ。)に係る処方せん受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方せんに基づく当該保険薬局における2回目以降の調剤については、1分割調剤につき5点を算定する。なお、当該調剤においては第2節薬学管理料は算定しない。

Q 分割調剤を行った場合、2回目以降の調剤料については、前回までの算定分を差し引いて計算しますが、自家製剤加算や計量混合調剤加算はどのように考えればよいのでしょうか。(匿名希望)

A 同一の保険薬局において分割調剤を行った場合、2回目以降の調剤では、調剤料は前回までに算定した分の点数を差し引いて計算しなければなりません。しかし、自家製剤加算や計量混合調剤加算

調剤室



は、「1調剤につき」所定点数を加算することができる
とされていることから、分割調剤であるか否かにか
かわらず、その都度、算定することが認められます。

Q 分割調剤は、処方された医薬品の長期保存が
困難な場合しか認められないのでしょうか。
(匿名希望)

A それ以外の理由であっても、分割調剤は可能
です。

分割調剤については、厚生労働省の通知において、
「処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割し
て調剤する必要がある場合」に行うものとされています
(表3)。具体的な例示の1つとして「処方薬の長期保存
の困難」が挙げられていますが、処方内容や患者により
分割調剤の必要性は異なります。そのため、ここで具

体的なケースを1つひとつ列挙して説明することは難
しいですが、要件としては「その他の理由」についても
明確に認めています。

表3 分割調剤について

別添3 調剤報酬点数表に関する事項
<通則>

- 1 保険薬局は、当該保険薬局において調剤される医薬品の
品質確保について万全を期さなければならない。
- 2 保険薬剤師は、投与日数が長期間にわたる処方せんによ
って調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難そ
他の理由によって分割して調剤する必要がある場合には、
分割調剤を行うこと。<以下、略>
- 3 保険薬局において分割調剤を行い、当該薬局において調
剤済みとならない場合は、処方せんに薬剤師法第26条に規
定する事項及び分割理由等の必要な事項を記入し、調剤録
を作成した後、処方せんを患者に返却すること。

(2006年3月6日 保医発第0306001号、厚生労働省保険局医療課長通知)

質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、
医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？
皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実
例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる
実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？
や、請求もれがあった場合の対応は？という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問
例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C
錠を粉砕してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連
絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容
をお聞きしないと回答できないこともありますので、住
所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会が決
めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈
されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答え
できません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270